

# 序章 はじめに

## 1 三浦市みどりの基本計画の目的

三浦市みどりの基本計画（以下、「本計画」とします）は、三浦市のみどりを保全・創出するための「基本理念」や「将来構造」などの目標像を定め、それを実現するための「みどりづくりの施策」を総合的に示すものです。

「みどりの保全」や「緑化の推進」、「都市公園の整備や維持管理」等の「みどりを守り・育てる行動を市民みんなで進めていく」こと、また三浦市の青い海とみどりを「次世代へとつなげていくこと」を目的とします。

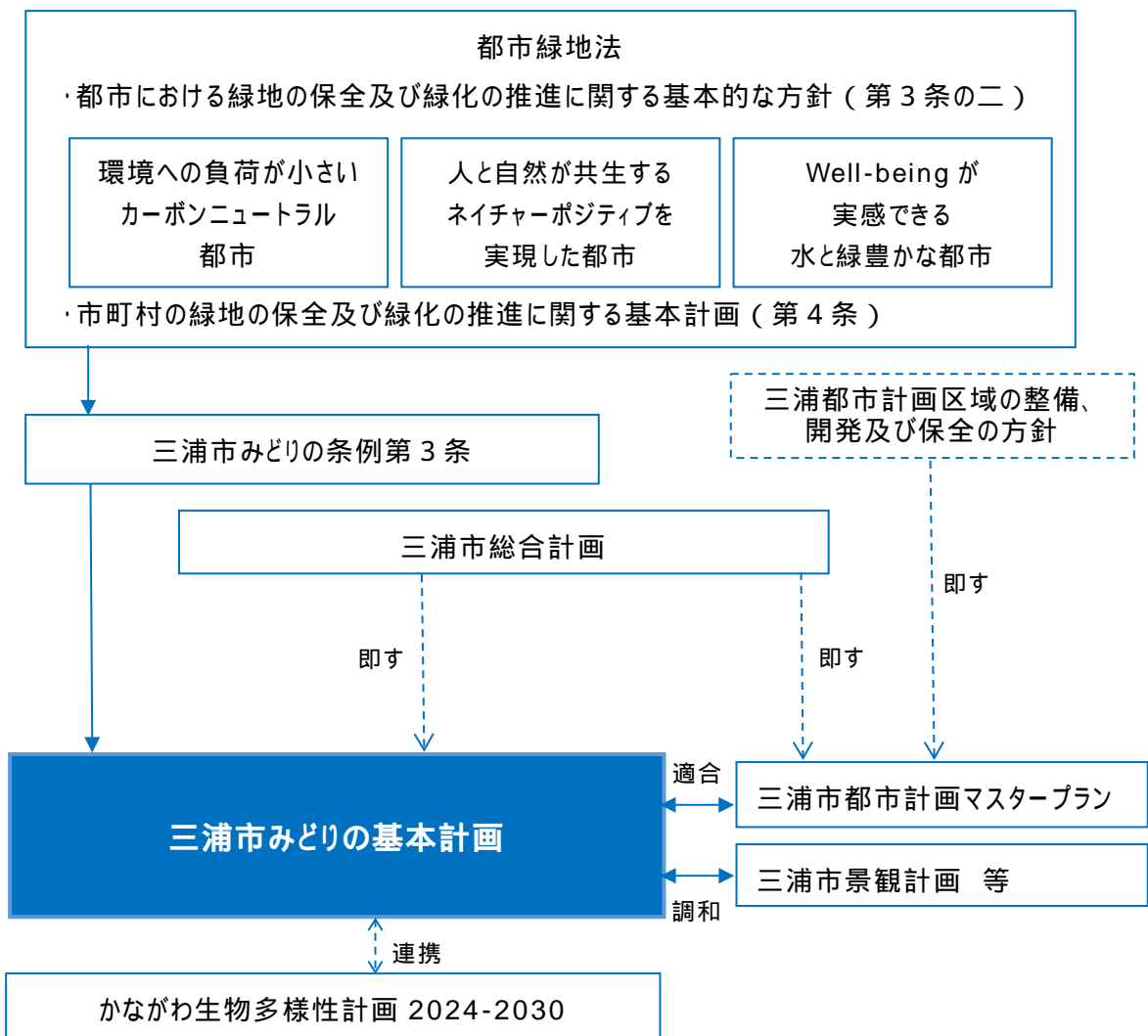


## 2 位置づけ

- ・本計画は、都市緑地法第4条を根拠とする三浦市（以下、「本市」とします）の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。今後、各種みどり施策は本計画に基づいて実施します。
- ・令和6（2024）年度には、都市緑地法が改正され、国の緑の基本方針が示されています。この中で、将来的な都市のあるべき姿として、「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」が全体目標とされ、本計画もこの目標の実現を目指した取組を進めていきます。

Well-beingとは、「身体的な健康」「精神的な健康」「社会的充足感」という3つの要素がすべて満たされている状態のことです。

- ・「三浦市総合計画」に即し、関連計画である「三浦市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、「三浦市景観計画」等との調和を図ります。加えて、広域緑地計画の内容を含む県レベルの広域的なみどりの施策を定めた「神奈川みどり計画」を継承する「かながわ生物多様性計画 2024-2030」との連携を図ります。



本計画の位置づけ

### 3 対象とする「みどり」

#### (1) 計画の対象とするみどり

本計画の対象とする **みどり** は、三浦市みどりの条例に定める、「樹林地、草地、水辺地、岩石地及びこれらに類する土地が単独又は一体となって良好な自然的環境を形成しているもの」を対象とします。

また、これらにより形成される多様な生態系を育む自然環境や様々な機能を持つオープンスペース、創造された緑化空間なども対象に含めることとします。

##### 多様な生態系を育む自然環境

海や干潟・海岸・岩礁など沿岸部の自然環境、市中央部の大規模樹林・台地上の畑作地帯・河川・池沼など大地の自然環境、丘を縁取る斜面樹林など、本市の特徴である多様な自然環境を対象とします。

また、上記の自然環境に生息・生育する生きものを含め、これらによって形成される生態系についても対象とします。



##### 様々な機能を持つオープンスペース

公園・緑地等をはじめ、環境の保全やレクリエーション・防災・大気汚染防止・騒音防止・気象緩和等の機能を有する空間すべてを対象とします。

例えば、学校のグラウンドや広場などのみどりが直接生育していない空地も含まれます。



##### 創造された緑化空間

街路樹や草花によって彩られた花壇等、植物によってまちにいろどりを与えること等を目的として、人の手によって創造された緑化空間を対象とします。



## (2) 数値的な目標の対象とするみどり

将来のみどりの確保を計画的に推進するため、数値目標を示すことは重要です。このため、“数値的な目標の対象とするみどり”を本計画では“緑地”として位置づけ、以下のように分類します。

緑地は、大きく分けると施設緑地と地域制緑地の二つに分類されます。

施設緑地とは、公園・緑地・広場等、主に市民が施設を利用することを前提とした緑地を位置づけます。都市公園とそれ以外のものに大別され、都市公園は都市公園法に基づき整備した公園を指します。それ以外のものとは、都市公園以外のもので公園・緑地に準じた機能を持ち、公的に管理される緑地である公共施設緑地と、私有地で公園・緑地に準じた機能を持つ緑地である民間施設緑地を指します。

地域制緑地とは、法や協定、条例等の法的な規制により一定の区域の緑地を保全する制度によって守られた緑地を指します。

緑地の分類の詳細について以下に示します。

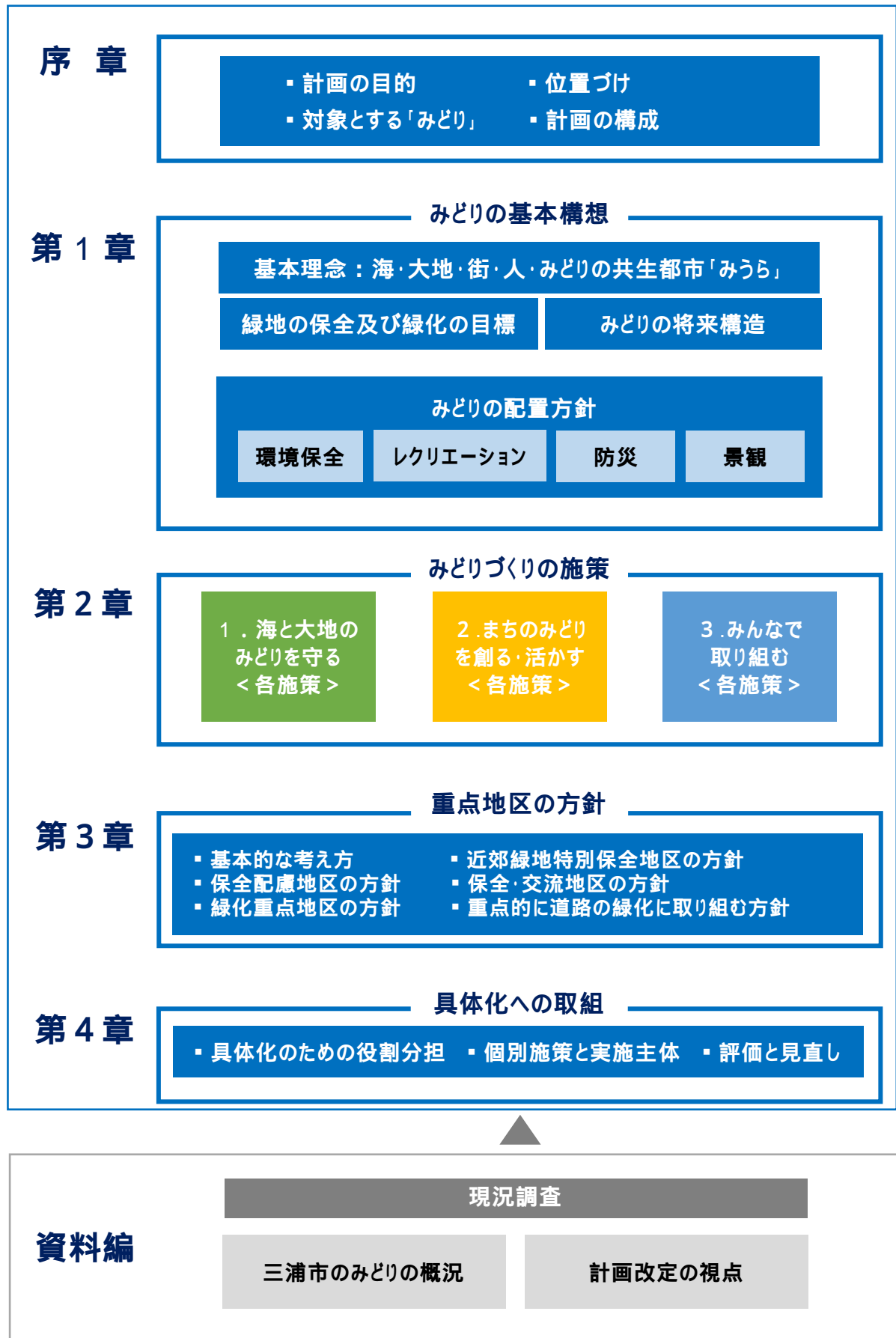
### 緑地の分類

|                   |  |  |  |
|-------------------|--|--|--|
| 施設<br>緑地          | 都市公園<br><small>都市公園法で規定するもの</small>  | 住区基幹公園   | 街区公園<br>近隣公園<br>地区公園   |
|                   |  | 都市基幹公園   | 総合公園<br>運動公園   |
|                   |  | 大規模公園  | 広域公園<br>レクリエーション都市   |
|                   | 都市公園以外   | 国営公園   |  |
|                   |  | 緩衝緑地等  | 特殊公園<br>緩衝緑地<br>都市緑地<br>緑道   |
|                   |  | 公共施設緑地<br><small>都市公園以外の公有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設</small>  | 国民公園、都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、道路環境施設帯、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、湾岸緑地、農業公園、児童遊園、公共団体等が設置している運動場やグラウンド、子供の国、青少年公園 等 |
| 地域<br>制<br>緑<br>地 | 準公共的施設緑地   | 市民緑地   |  |
|                   | 民間施設緑地<br><small>私有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設</small>   | 公開空地、市民農園、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放しているグラウンド、寺社境内地、屋上緑化の空間、民間の動植物園 等                      |  |
| 法によるもの            | 緑地保全地域、近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区、風致地区、農業振興地域農用地区、生産緑地地区、地域森林計画対象民有林、自然公園地域、保存樹・保存樹林、河川区域、名勝・天然記念物等緑地として扱える文化財、保安林区域 等 |  |  |
|                   | 協定によるもの  | 都市緑地法に基づく緑地協定 等  |  |
|                   | 条例等によるもの   | 自然環境保全地域（県条例根拠）<br>県や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの<br>樹林地の保存契約<br>協定による工場植栽地<br>条例・要綱・協定等による緑の保全地区や緑の協定地区 等 |  |

資料：緑の基本計画ハンドブック  
令和3年改訂版を参考に作成

## 4 三浦市みどりの基本計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。





## みどりのコラム 公園の種類

みなさんは公園をどのくらい利用していますか？

公園は、地域の人たちが利用する身近なものから、スポーツ施設としての機能を充実させたもの、自然的環境の保全を目的としたものなど、様々な種類があり、その機能や目的などによって区分されています。

ここでは、本市にある公園を例にとって公園の種類をご紹介します。

### 街区公園（下宮田公園、和田公園などまちなかにある小さな公園）

街区公園は、遊具や広場、ベンチ等が配置された身近な公園です。標準の面積は0.25ha、誘致距離（利用する人が徒歩でストレスなくアクセスできる距離のこと）は250m（参考）とされています。街区公園は子どもたちが遊んだり、高齢者が休憩したりと、気軽に利用できる場所となっています。

### 近隣公園（小松ヶ池公園）

近隣公園は、近隣の方が利用する公園で、標準の面積は2ha、誘致距離は500m（参考）とされています。本市の近隣公園は小松ヶ池公園一か所です。小松ヶ池公園は、バードウォッチングなど自然観察を楽しむ人も訪れています。早咲きの河津桜の名所にもなっています。

### 運動公園（三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園））

運動公園は、その名のとおり、運動することを目的とした公園です。多目的グラウンドや野球場、テニスコートなどが整備され、多くの人がスポーツを楽しんでいます。

### 風致公園（油壺公園、県立城ヶ島公園）

風致公園は、風致（自然のおもむきや味わい）を活かした公園です。本市の風致公園である油壺公園、県立城ヶ島公園では、海を見渡す雄大な景観や海浜植物や野鳥が生育・生息する自然海岸などが大きな魅力となり、市外の方を含め多くの方が訪れています。

本市にある公園は都市公園法に基づいた都市公園ですが、市外には優れた自然の風景の保護や生物の多様性の確保に寄与することを目的にした、自然公園法に基づく自然公園などもあります。

それぞれの魅力にあふれる様々な公園を、ぜひ訪ねてみてください！

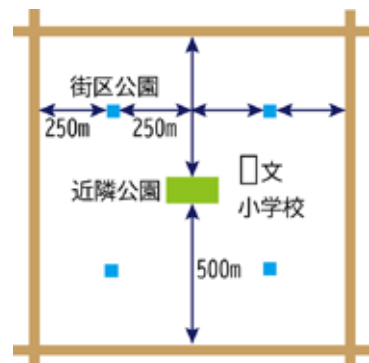
### 住区レベル（1 近隣住区）

（1 近隣住区...概ね1小学校区に相当、面積100ha）

標準面積：100ha(1km×1km)  
標準人口：10,000人  
街区公園 4箇所  
近隣公園 1箇所

【街区公園】■  
標準面積 0.25ha  
誘致距離 250m

【近隣公園】■  
標準面積 2ha  
誘致距離 500m



都市公園の配置の基準（参考）



“海（海・海辺）”と“大地（台地・大地）”のみどり

資料：三浦市航空写真及び地理院タイルを加工して作成。  
海洋部は一部編集。